

第2章 障がい児支援における成果目標の設定

平成 32 年度を目標年度とする障がい児福祉計画において必要な障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、次に掲げる事項に係る成果目標を設定します。

- 1 児童発達支援センターの設置
- 2 保育所等訪問支援の充実
- 3 重度心身障がい児の支援体制の充実
- 4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- 5 保育所等での提供体制の整備

1 児童発達支援センターの設置

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として児童発達支援センターを位置づけます。

地域の障がい児や家族への相談援助を行うとともに、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、助言や援助を行い、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

平成 29 年度までの実績	第 1 期（平成 30～平成 32 年度）の目標
圏域に 1 ヶ所設置	市内に 1 ヶ所設置

※国・県の目標：各市町（又は圏域）に少なくとも 1 ヶ所以上の設置

2 保育所等訪問支援の充実

障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を実施し、保育所等を現在利用中の障がい児、又は利用予定の障がい児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

平成 29 年度までの実績	第 1 期（平成 30～平成 32 年度）の目標
圏域に 1 ヶ所確保	市内に 1 ヶ所確保

※国・県の目標：全ての市町において保育所等訪問支援が利用できる体制の構築

3 重症心身障がい児の支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等サービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

①児童発達支援事業所

平成 29 年度までの実績	第 1 期（平成 30～平成 32 年度）の目標
圏域に 1 ヶ所確保	圏域に 1 ヶ所確保

②放課後等サービス事業所

平成 29 年度までの実績	第 1 期（平成 30～平成 32 年度）の目標
圏域に 1 ヶ所確保	圏域に 1 ヶ所確保

※国・県の目標：主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を全ての市町に少なくとも 1 ヶ所以上確保（圏域でも可）

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築が必要です。

心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係分野の支援が受けられるよう、関係者が連携を図るための協議を自立

支援協議会で行います。

そこで、医療的ケア児の現状の把握を行い、地域課題及び支援のための協議を行うことにより、共通の理解に基づいた総合的な支援体制の構築に努めます。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置の促進に努めます。

※国・県の目標：各圏域及び各市町（又は圏域）において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

5 保育所等での提供体制の整備

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容の推進を図ります。

【定量的な目標】

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）	定量的な目標（見込み）（人）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	6	2	2	2

※子ども・子育て支援事業計画と調和を保ち、提供体制の整備を進めていきます。

【子ども・子育て支援計画からの抜粋】

☆障がい児施策の充実☆

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児がいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのため、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や早期治療を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、適切な助言や指導ができる療育相談の充実を図ることにより、総合療育支援の強化を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、地域の障がい児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上、学校支援員の配置の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援等に努めることにより、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培えるよう、総合的な生活支援を実施します。